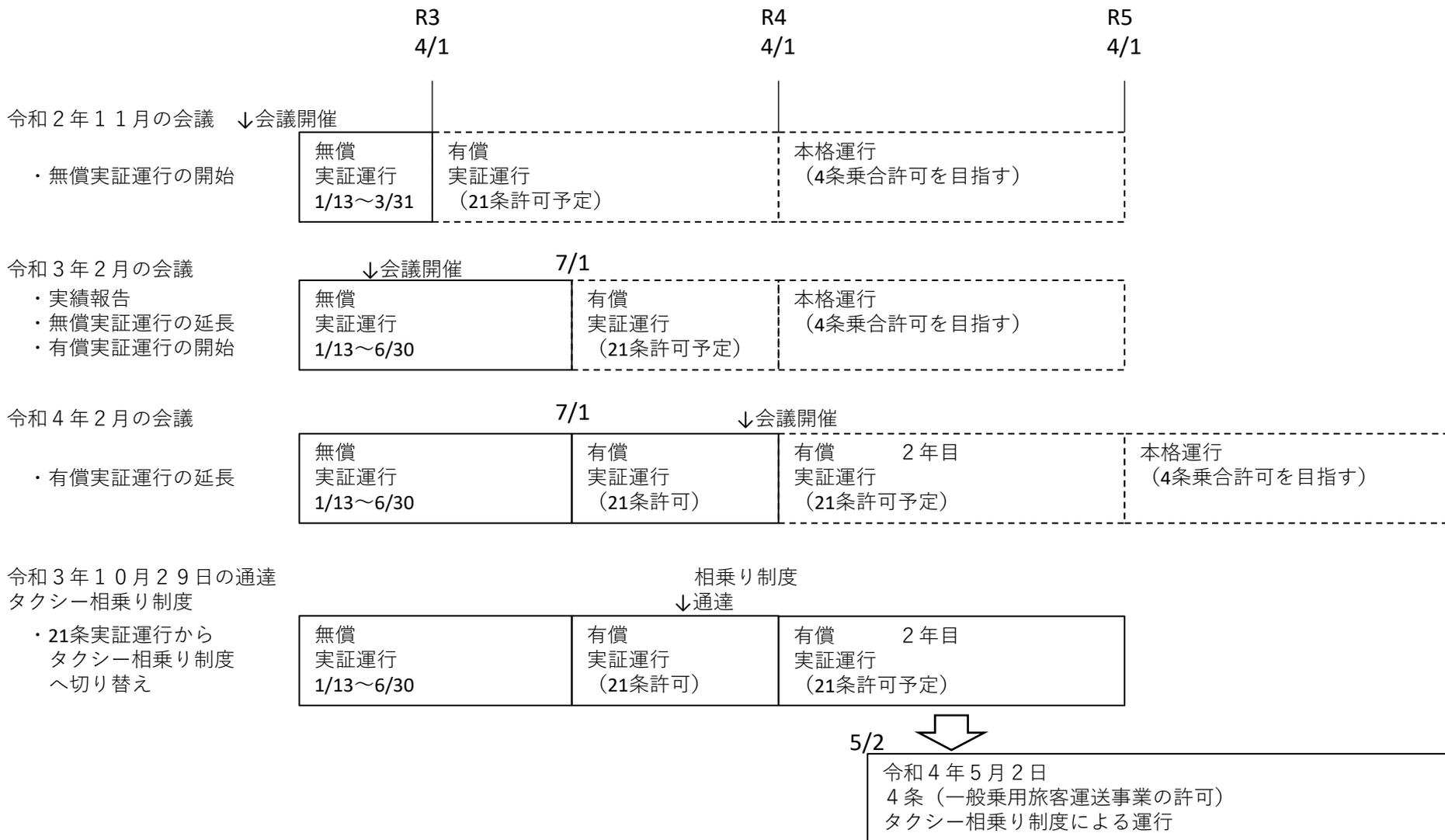


予約制乗合タクシー「チョイソコひさえだ」の運行の変遷



令和3年10月29日
自動車局旅客課

新たにタクシーの「相乗りサービス」制度を導入します！ ～タクシーを割安に利用することが期待されます～

配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスを認める新たな制度を導入します(本日付で通達を公布し、本年11月1日から運用可能)。

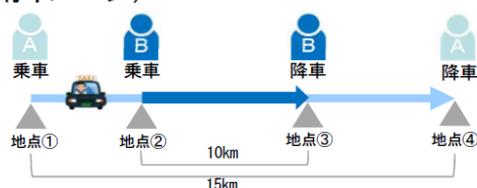
1. 概要

- タクシーの「相乗りサービス」とは、配車アプリ等を通じて、目的地の近い旅客同士を運送開始前にマッチングし、タクシーに相乗りさせて運送するサービスです(運送開始後に不特定の旅客が乗車できるバスとは異なるタクシー独自の運送形態となります)。
- 今般、利用者が安心してタクシーに相乗りし、割安にドア to ドアで移動できるよう、「相乗りサービス」について、運賃の按分等に関する一定のルールを定めた新たな制度を導入しました。
- タクシー事業者にとっても、「相乗りサービス」を提供することで、利用者の利便性の向上を図り、新たなタクシー需要を喚起することが期待されます。

2. 利用イメージ

- 制度上、相乗りする際の運賃は、原則として乗車距離に応じて按分することをルールとしており、例えば以下のような事例となることが想定されます。

(利用イメージ)



【地点①～④のタクシー運賃が 5,000 円の場合】

A の運賃 : 3,000 円 (5,000 円 × 15km / 25km)

B の運賃 : 2,000 円 (5,000 円 × 10km / 25km)

3. その他

- 当面の間、マスク着用、旅客同士が隣り合わない座席指定など、必要な感染対策を実施して相乗りサービスを提供するようタクシー事業者に求めます。また、実施状況を定期的にモニタリングし、バスとの整合性に留意しつつ、必要に応じて見直しを行います。
- 関連する通達は「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」のとおりです。(HP) http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk3_000037.html

【問い合わせ先】

自動車局旅客課 村瀬、土肥、飯田

(代表)03-5253-8111(内線 41242、41243)

(直通)03-5253-8569(FAX)03-5253-1636

はじめて地域交通行政を担当する方必見！ ～道路運送法の基礎知識～



令和4年4月18日
関東運輸局交通政策部交通企画課



Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

旅客自動車運送事業の種類



運送事業の定義

- 第二条 この法律で「道路運送事業」とは、**旅客自動車運送事業**、**貨物自動車運送事業**及び**自動車道事業**をいう。
- 2 この法律で「自動車運送事業」とは、**旅客自動車運送事業**及び**貨物自動車運送事業**をいう。
- 3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、**他人の需要**に応じ、**有償**で、**自動車**を使用して**旅客**を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。



運送事業の許可に基づき、事業の用に供する車両（事業用自動車）は「緑ナンバー」をつけ、自家用車「白ナンバー」と区別しているよ！

旅客自動車運送事業の種類

国土交通省令で定める乗車定員とは、「11人」だよ！

- 第三条 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。
- 一 **一般乗合**旅客自動車運送事業（**特定旅客自動車運送事業**以外の旅客自動車運送事業）
 - イ **一般乗合**旅客自動車運送事業（**乗合旅客**を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ロ **一般貸切**旅客自動車運送事業（**一個の契約**により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
 - ハ **一般乗用**旅客自動車運送事業（**一個の契約**により国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切って旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）
- 二 **特定旅客**自動車運送事業（**特定の者**の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）



事業名称	運賃（契約方法）	乗車定員	一般的な事例	特徴
一般 乗合 旅客自動車運送事業 (のりあい)	1人あたり〇円（個々の旅客と契約、不特定多数の旅客が乗り合う）	規定無し	・路線バス ・コミュニティバス ・乗合タクシー ・高速バス	・路線や営業区域は認可事項（詳細は別掲）
一般 貸切 旅客自動車運送事業 (かしきり)	車両1両あたり〇円（旅客の数に関係なく「一団体」との貸切契約）	11人以上	・観光バス ・施設送迎バス	・営業区域は（原則）営業所の存する県単位
一般 乗用 旅客自動車運送事業 (じょうよう)		11人未満	・タクシー ・ハイヤー ・福祉タクシー	・営業区域は（原則）営業所の存する「交通圏」単位
特定 旅客自動車運送事業 (とくてい)	一運送契約あたり〇円（年間契約が多い）	規定無し	・スクールバス ・施設送迎バス	・運送需要者（〇〇学校、〇〇会社△△工場）ごとに許可が必要

「乗合」と「乗合以外」のちがい

乗合バス

それぞれの旅客が、運送事業者に対し運賃を支払う。(この事例では、乗車距離に応じて運賃が変わる「対キロ区間制」を想定)

貸切バス

一団体として、運送事業者に対し運賃を支払う。(何人乗ろうと運賃は変わらない)

〇〇中学校ご一行様
37,800円

コラム：「乗合タクシー」と「タクシーの相乗り」のちがい

「乗合」は、運送事業者が個々の旅客と契約するため、運賃設定は「一人当たり〇〇円」なっています。一方、タクシーの「相乗り」は、一般乗用旅客自動車運送事業に適用される運賃（旅客の数に関係なく「一団体あたり〇〇円」）を前提としながら、旅客同士が「割り勘」をすることによって、利用者にとっては低廉な料金で利用可能とするものです。下記イラストの③の事例は、各旅客が運送開始前に互いに同乗することを承諾することで、**一団の旅客**として、費用負担、事故時の補償等について公正な条件を設定した運送に係る契約（「相乗り運送契約」という）をタクシー事業者との間で共同して締結し、これに基づき行われる運送を指します。詳細は、通達「一般乗用旅客自動車運送事業における相乗り旅客の運送の取扱いについて」をご参照ください。
<https://www.mlit.go.jp/jidosha/content/001429619.pdf>

①乗合

〇〇町乗合タクシー
【1人あたり運賃1回500円】

②知り合い同士で相乗り

タクシー（一般乗用）
【メーター運賃 1000円】

割り勘して一人500円ずつにしましょう

③知らない人同士がマッチングにより相乗り

タクシー（一般乗用）
【事前確定運賃 1000円】

Aさんは400円 Bさんは600円

配車アプリ等により、乗車距離に応じた按分を行い、乗車前に運賃額が確定

21条許可



乗合タクシーが地域住民のニーズにマッチするか、半年間試しにやってみたいけれど、せっかくタクシー事業者に一般乗合の許可を取ってもらっても、試した結果「導入しない」という結論になると申し訳ない・・・

そんなときは、運送法21条許可で実証運行をしてみたいはかがでしょうか？

21条許可とは

一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合、**イベント客の輸送**、鉄道の工事運休に伴う**代替バス**、**実証運行**等短期間に限定して実施され、かつ、期間の延長が予定されない運行については、一般貸切及び一般乗用旅客自動車運送事業者が21条許可を得ることにより**乗合運送**を行うことができます。これを、一般乗合旅客自動車運送事業（4条）と区別し、「21条許可」と呼んでいます。

（道路運送法）

第二十一条 **一般貸切旅客自動車運送事業者及び一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる場合に限り、乗合旅客の運送をすることができる。**

- 一 災害の場合その他緊急を要するとき。
- 二 一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難な場合において、**一時的な需要のために国土交通大臣の許可を受けて地域及び期間を限定して行う**とき。

21条許可の注意点

- ・一般貸切旅客自動車運送事業者は乗車定員11人以上、一般乗用旅客自動車運送事業者は乗車定員11人未満となります
- ・運行費補助（幹線・フィーダー補助金）は使えません

21条許可の手続き

21条許可は、一般乗合の申請よりも比較的簡易な手続きで申請することができます（路線型・区域型どちらも可）

【申請要件】

- **一般乗合旅客自動車運送事業者によることが困難**
- **運行する期間が原則1年以下**のもの（実証実験については、地方公共団体からの要請がある場合で当初から1年以上の計画がある運行については、1年以上（3年程度）の期間を認める）
- イベント客の輸送、鉄道の工事運休に伴う代替バス、実証運行等**短期間に限定して実施**され、かつ、期間の延長が予定されない運行
- **自治体等からの要請**

【標準処理期間】2カ月

21条許可のメリット

- ・法令試験なし
- ・登録免許税がかからない
- ・期間限定の許可のため、申請どおりの時期に終了した場合は廃止等の手続き不要

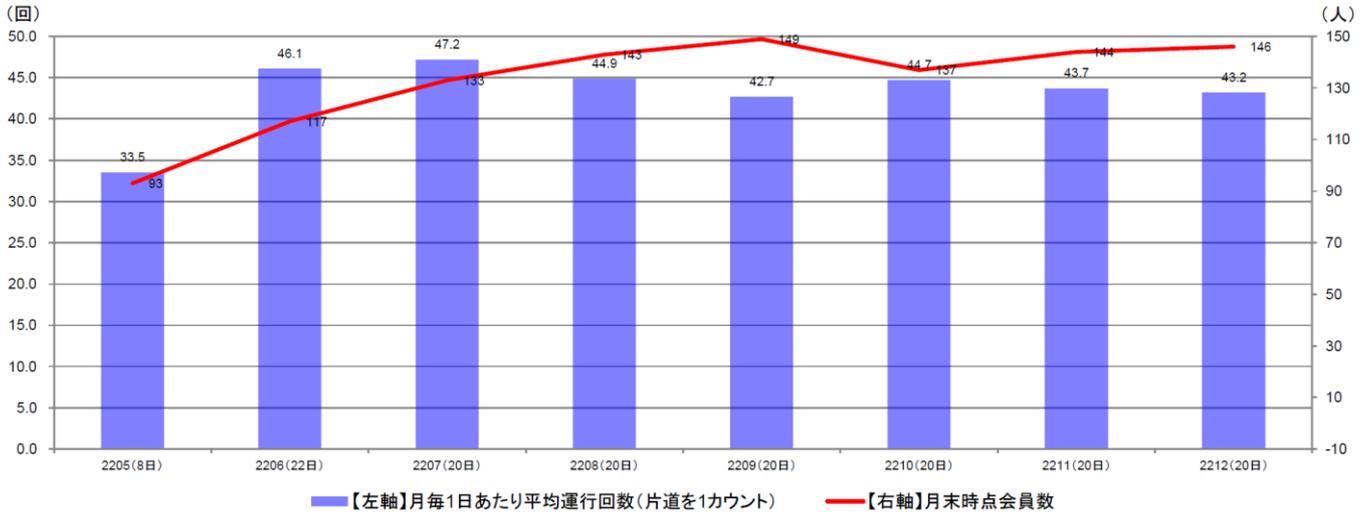
実証運行を行う場合は、地域公共交通会議での合意は必須要件とされていますが、交通会議に諮り、地域の関係者間で協議することが望ましいです



チョイソコおのくめ 実績 [2022年5月~2022年12月]

1位	フジラン重信
2位	ヘルストロン久米店
3位	福井整形外科・麻酔科医院
4位	鷹子町運動公園
5位	コープえひめ久米店

協力事業者数 (2022年12月時点)	98社(者)
停留所数 (2023年1月時点)	291ヶ所
相乗り率 (2022年12月時点)	1.45



チョイソコひさえだ 実績 [2021年1月~2022年12月]

1位	フジ安城寺店
2位	コープひさえだ
3位	セブンスター東長戸店
4位	三津整形外科
5位	山岡整形外科

協力事業者数 (2022年12月時点)	56社(者)
停留所数 (2023年1月時点)	355ヶ所
相乗り率 (2022年12月時点)	1.60

